

第9回那須塩原市下水道審議会 議事録

日 時：平成22年8月23日（月） 13：27～16：10

場 所：那須塩原市役所 西那須野庁舎 201・202会議室

出席者：

委員

太田会長、金子副会長、相田委員、菊地委員、坂内敏夫委員、鈴木委員、関谷委員、長谷川委員、星野委員、松本委員、室井委員、吉田委員

欠席者3名

市

江連上下水道部長、舟岡下水道課長、久利生下水道課長補佐兼下水道建設係長、稲垣普及係長、相葉管理係長、峰岸施設係長、鈴木主査、小池主査、飯田主任、北村主任
コンサルティング（日本水工設計株式会社）

山元 裕美、鈴木 淳、岩井 達司

事務局（舟岡）	<p>改めまして皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。開会の時間が、今回13時15分ということでお知らせしたところですが、やはり13時半からの会議が非常に多いということで、出席が遅れている方もおりましたが、只今より始めさせていただきたいと思えます。</p> <p>まず始めに、資料の差し替えをお願いいたしたいと思えます。資料の4ページと18ページの差し替え分の資料がお手元に置いてあるかと思えますが、そのページについて、文章の追加及び数字上の訂正ということで、そっくり差し替えていただければと思えます。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは只今より、第9回下水道審議会を開催したいと思えます。市の方で委託しておりますコンサルタントが変わりましたので、今回からご出席をお願いしたいと思えます。日本水工設計株式会社というコンサルさんが今回より担当いたしますので、代表してご挨拶をお願いしたいと思えます。</p>
コンサルティング（山元）	<p>今年度から担当させていただきます、日本水工設計と申します。今回は3名で来ているのですが、社内では4名で対応させていただいております。下水道ビジョンを、昨年に引き続きまして、そちらの流れを汲みながら、より良いものを作っていきたいと思えますので、協力させていただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局（舟岡）	<p>それでは、審議会に先立ちまして、本日の出席状況を申し上げます。坂内正明委員より、本日欠席というご連絡をいただいております。その他の2名の方につきましては、若干遅れているようですので、現在の出席人数につきましては、12名ということでございます。</p>

<p>太田会長</p>	<p>それで、本日ご審議いただく議事につきましては、「(1)下水道中期ビジョンの実施状況について」、それから「(2)下水道事業の現状と経営見通しについて」でございます。数字やグラフなどが多い資料がたくさんありますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは、太田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き議事のほうの進行をよろしくお願ひいたします。</p> <p>皆さんこんにちは、遅れてしまいまして申し訳ございませんでした。連日非常に異常気象というかたちで、猛暑でございまして、その中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。今ご案内がありました、前回の開催から、その後若干期間をとらせていただきました。そして前回は下水道の財政や経営、その仕組みを主に、全体をご理解いただくというかたちで進めさせていただきました。本日はそれを踏まえまして、より具体的な那須塩原市の今後の下水道の経営のあり方を、具体的な数値を交えながらご説明をしていただき、ご審議を頂戴したいと思ひています。大変暑い中ではございますが、引き続き忌憚のないご意見を、是非とも賜りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、早速本日の議事に入らせていただきたいと思ひます。まず、最初の議事でございます。「(1)下水道中期ビジョンの実施状況について」、事務局の方からご説明いただきたいと思ひます。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>それでは、私の方から説明させていただきます。座ったままで、失礼させていただきます。まず、お手元の審議会の資料ですが、目次が書いてございます。そちらの方で、「1. 下水道中期ビジョンの実施状況について」、「1-1. 下水道中期ビジョン検討フローとスケジュール」から「1-4. 主な施策の事業費の今後の検討方針」ということで、資料に基づいて説明したいと思ひます。まず1ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>1ページには、「1. 下水道中期ビジョンの実施状況について」と書いてございます。こちらは、下水道中期ビジョンの検討フローとスケジュールが書いてあるものでございまして、下水道中期ビジョンの検討フローと概ねのスケジュールを下記に示します、ということで、今までの第6回審議会までに審議された内容を基に「4. 今後の施策」と「5. 下水道財政見通し」について検討を行います、としています。</p> <p>縦の方向、水色で表現してありますフローでございまして、過去に1、2、3番まで行っております。右側の黄色の部分でございまして、概略スケジュールが書いてございます。水色の部分でございまして、「4. 施設整備及び維持管理における今後の施策検討」、それから「5. 下水道財政の見通し及び下水道経営のあり方検討」ということで、今回9回、次回の10回まであわせて検討を進めるものでございます。</p>

それでは、2ページに進みます。2ページには、「1-2. 主な施策体系」が書いてございます。そちらにつきましては、再掲ということで、第6回審議会資料から載せたものでございます。基本理念といたしまして、枠の中に書いてありますが、下水道中期ビジョンにおいては、まちづくりに欠かせない生活排水処理施設を地域の特性に応じて整備し、本市の将来像の実現に貢献することを目指します、とございます。平成20年度末の生活排水処理普及率は、65.5%に達していますが、「生活排水処理普及率の向上」が優先的な課題です、と書いてございます。以降省略しますが、主に今後は機能維持を継続的に推進するとともに、経営基盤の強化を図るということもございまして、将来像の実現に向けた基本方針を定めるとしてございます。

その下の基本方針でございますけれども、本市の優先的課題である生活排水処理普及率の向上を優先的に進めます。また、下水道施設の機能維持を図り、環境保全機能を維持するとともに、雨水対策や地震対策による安全なまちづくりや、下水処理場の用地や下水汚泥などの資源を有効活用した循環型社会の構築に貢献します。ということで、より低コストでサービスを提供するための経営基盤の強化に取り組みます、としております。

3ページにお進みいただきたいと思っております。3ページのものは、施策の体系を表した表でございます。横方向に、文字が少し小さいのですが、基本方針、現状と課題、右側の部分ですが、施策、事業等と書いてございます。そして、左側の縦の方向では、「基本方針1. 生活環境の改善と利便性の向上」から「基本方針2」、「基本方針3」、「基本方針4. 健全な下水道経営」までが基本方針として掲げられております。

ひとつの例でいきますと、「基本方針1. 生活環境の改善と利便性の向上」という部分では、現状と課題で生活排水処理人口普及率は全国平均の84.8%に対して65.5%に留まっているということで、これらに対する右側の施策でございます。公共下水道の整備促進（汚水管渠の整備）、事業等につきましては全体計画の見直しと整合を図った公共下水道の整備促進ということで、一方ちょうど真ん中付近ですが、1-1から4-3まで、細かい項目に分かれて述べておるものでございます。これにつきましては、以降資料の中でもまた出てまいります。

4ページをご覧いただきたいと思っております。1-3、ここでは3ページで先ほど掲げてありました、主な施策の事業費（案）として書いてあるものでございます。下水道事業の現状と経営の見直し（財政シミュレーション）においては、下水道中期ビジョンの実現のために下記の事業費を計上しました、ということでございます。なお、各施策内容・目標の詳細につきましては、次回の第10回の審議会で調整を図り、引き続き検討・修正する予定です。

「基本方針1. 生活環境の改善と利便性の向上のために」の中では、市民の健康で快適な生活環境を確保する上で欠かすことのできない基幹的な社会基盤

である汚水処理施設を全ての市民に普及させ、施設を維持することを重点課題と考え、下水道財政シミュレーションでは「施策1-1. 公共下水道の整備促進（污水管渠の整備）」、「施策1-3. 水処理センターの増設」を掲げております。

「基本方針2. 環境保全機能の向上のために」では、継続的に下水道サービスを提供するためには、「施策2-3. 下水道施設の計画的な管理」、「施策2-5. 水処理センターの設備更新」が必要であるとしております。

「基本方針3. 安全・安心…安全なまちづくりのために」ということで、浸水被害が発生しやすい地域の安全・安心のために、また、万が一の地震発生時にも安全で安心して下水道施設が使えるためにということで、「施策3-1. 公共下水道雨水管渠の整備」、「施策3-3. 下水道施設の耐震化計画の策定」、「施策3-4. 計画に基づく下水道施設の耐震化」でございます。

「基本方針4. 健全な下水道経営のために」の中では、人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原を実現し将来へつなげるためには下水道の健全経営とPDCAサイクル、下に注意書きがございますが、それによる改善などの継続的な取り組みが必要と考えます。それで、「施策4-2. 継続的な経営改善や効率的な経営手法の導入」が必要であるとしております。なお、環境保全や地域活性化等のための下水道機能向上に向けた取り組みとして、下記の施策については今後検討を進めていくということで、「施策2-1. 水処理センターの空間活用」、「施策2-2. 下水処理水・下水汚泥の利用」ということでございます。

5ページでございます。先ほど述べておりました、下水道財政シミュレーションについて、計上した事業費の概要を述べております。

始めに、「基本方針1. 生活環境の改善と利便性の向上のために」の中で、「施策1-1. 公共下水道の整備促進（污水管渠の整備）」につきましては、四角の左側の枠でございます。現在21年度までの整備状況と、右側は全体計画から見た残事業量は？という風に二つ対比して書いてございます。面積では約2,008haが整備されています。残りが右側の約1,520ha。普及人口でいきますと、59,500人、右側で29,100人がまだ対象として残っております。污水管渠整備事業費では、約356億円を投資してございます。残事業費としては、約207億円としております。水色の枠の中に書いてございますが、将来の予定事業量としては、近年の整備実績や財政状況を考慮して、下記のように設定しました、ということで、約28haを毎年整備予定としまして、事業費約4億円、普及人口約560人を対象として整備していきますという目標でございます。

「施策1-3. 水処理センターの増設」ということで、水処理センターも同じように、現在までのものと将来の事業量を書いてございます。左側、21年度までの整備状況では、塩原水処理センターでは、池数が5池、現在までできあがっており、残りは1池（機械電機設備のみ）でございます。処理能力としましては、6,000m³/日（日最大）、残事業量としましては、1,200m³

／日（日最大）でございます。流入量といたしまして、6,611 m^3 ／日（日最大）、残事業の計画流入量は、6,940 m^3 ／日（日最大）でございます。同じように黒磯水処理センターでは、現在までに池数が8池整備されており、残りが2池でございます。処理能力としては、18,320 m^3 ／日（日最大）、右側の残事業量としては、処理能力4,580 m^3 ／日（日最大）でございます。流入量として、11,510 m^3 ／日（日最大）、計画流入量では、22,890 m^3 ／日（日最大）としております。水色の枠の中でございますけれども、普及率の向上、流入汚水量の増加に応じて整備するということで、塩原水処理センターで約1億5千万円、黒磯水処理センターで約15億6千万円、その他に北那須浄化センター（流域下水道）に毎年5千万円ほど建設負担金として定めてございます。

これらの施策の実施の効果としましては、6ページにございますが、水色の枠の中です。公共下水道整備とあわせて「施策1-2. 合併処理浄化槽の整備促進」を進め、普及率の向上を目指すとしております。今回の財政シミュレーションでは、合併処理浄化槽の整備促進にかかる事業費は対象外としております。

そういたしまして、那須塩原市では、公共下水道の普及に伴いまして、河川や水路などの公共用水域の水質改善が図られております。トイレの水洗化や雑排水処理などによる生活環境の改善と利便性向上のために、さらに公共下水道や合併処理浄化槽の整備を促進する必要があります、ということで、表1-1、図1-2、図1-3は普及率の推移ですね、それと水質の変化を那須塩原市内の3地点において、関連付けて表したものでございます。

例で言いますと、表1-1では観測地点、主な処理区、過去、近年実績とありますが、一番上の那珂川：晩翠橋の場所では、過去におきましては21.2%の普及率だったわけですが、近年では普及率が51.1%、そしてBOD、注意書きが一番下のところに書いてございますが、このBODが大きいほど汚濁が進行しているということで、値として小さいほうが結果的に良いということです。そのBODですが、現在は0.8 mg/ℓ ということでございます。箒川：夕の原では、過去の普及率5%、2 mg/ℓ のBODに対して、現在は51.1%の普及率、0.6 mg/ℓ のBODでございます。深川堀では、22.9%の普及率、BODが23.5 mg/ℓ だったものが、普及率が50.5%にアップしましたので、1.4 mg/ℓ のBODということで、効果が現れているということでございます。

グラフで見ますと、BODが折れ線グラフで、二つのグラフが書いてございます。いずれも、平成3年当時のデータから始まっております。それで、近年のものでは、右下の方に書いてありますけれども、BODがかなり下がってきているということでございます。普及率がどんどん伸びている状況に対して、BODが下がっていくという効果が出ていることを表したものでございます。

続きまして7ページでございます。7ページにいきますと、表1-3と図1-4がございしますが、こちらにつきましては「生活排水処理構想」に基づきまず、段階的な整備計画を表したものでございます。左側の縦の軸では、公共下水道、農業集落排水、個人設置浄化槽という3つの整備手法と、汲み取り等というものが書いてございます。そして、行政人口、普及率とあります。横方向は、平成21年現在、それから27年、32年、37年、そして将来構想とあるわけでございます。

これらの表の中で、最終的には先ほど申し上げました、汲み取り等につきましては、将来構想ではこれを0にして、3つの整備手法で全て賄うということでございます。普及率につきましては、一番下ですが、平成21年度現在66%のものを、平成37年の全体計画最終目標ですけれども、83%、それを掲げてございます。将来はこれが100%ということでございます。図1-4につきましては、それぞれを縦の棒グラフで割合を示したものでございます。

8ページに移らせていただきます。今度は「基本方針2. 環境保全機能の向上のために」の事業費のことを述べております。ここでは、「施策2-3. 下水道施設の計画的な管理」ということで、管渠、それから水処理センターのものを書いてございます。管渠では、平成21年度までの施設維持管理費の状況では、管渠延長は約451km整備されて、維持してございます。それが将来予定事業量としては、管渠維持管理単価は1kmあたり約10万円を計上したいということ、これも整備された管渠延長の増加に伴いまして増加するということでございます。維持管理費単価につきましては約10万円ということでございます。1行抜かしましたが、維持管理費、約4,500万円が毎年かかっております。水処理センターで言いますと、処理水量約538万 m^3 を毎年処理しています。そして維持管理費が2億7千万円/年ですね、維持管理単価とすると、約50円/ m^3 がかかっているというものを、将来の予定事業量としましては、同じように維持管理単価50円/ m^3 、それも流入量の増加がございしますので、増加する傾向にあるということでございます。その他では北那須浄化センターの維持管理負担金が約1億7千万円/年かかるということでございます。

「施策2-5. 水処理センター等の設備更新」というところでは、21年度までの管渠延長のストックがおよそ451kmと先ほど申し上げましたが、経過年としましては、約30年も経っているものがあるということでございます。緑色の枠の中にありますけれども、将来の予定事業量としましては、途中からですけれども、30年を経過すると管渠劣化による道路陥没事故などが増える傾向にあるということで、30年以上経過した老朽化管渠延長の約1%ずつを改築するものとして、30年間で約37億円を計上しております。

水処理センターでは、枠の中でございますが、塩原そして黒磯の2処理場で13池の施設がございします。経過年としては、塩原が約25年、黒磯が30年を経過しております。将来予定事業量としては、緑色の枠ですけれども、中盤以降、60年サイクルで施設改築を行うものとして、30年間で91億円を計

上するということとでございます。

続きまして9ページですが、9ページでは、これらの施策実施の効果ということで、下水道施設の計画的な維持管理及び更新を行うことによりまして、機器の故障等による事故発生、機能停止を未然に防ぐことができる、安定した下水処理を継続することができるということとでございます。写真については参考例でございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

10ページに移ります。「基本方針3. 安全・安心…安全なまちづくりのために」の事業費でございますが、「施策3-1. 公共下水道雨水管渠の整備」では、右側の黄色の枠内に書いてありますように、将来の予定事業量につきましては、水路・道路状況などから浸水被害が起こりやすい地区に絞って、雨水管渠整備を進めたいということで、年間あたり1億円を予定しています。「施策3-3. 下水道施設の耐震化計画の策定」、「施策3-4. 計画に基づく下水道施設の耐震化」を予定してございます。

それで、現有施設の耐震化状況はということで、本市の場合は下水道施設の多くが古い耐震基準により建設されており、耐震性が十分ではありません。阪神淡路大震災の基準が基本となりますけれども、それを考慮したものが新しいもの、考慮されていないものが古い基準ということでございます。

将来予定事業量でございますが、黄色の枠内でございますけれども、施設の耐震化には多くの時間と事業費を必要とするということで、「防災（施設の耐震化）」のほか、「減災（被害の最小化）」、「被災時の業務継続性確保（BCP）」の3つの視点を持った地震対策に取り組むということでございます。

施策実施効果では、雨水管渠の整備により、浸水被害を解消します。また、段階的な耐震化対策等により、地震時の被害を最小化し、安心して下水道施設が使えるよう、対策が図られるということです。

11ページにお進みいただきたいと思っております。こちらは「基本方針4. 健全な下水道経営のために」の事業費でございます。「施策4-2. 継続的な経営改善や効率的な経営手法の導入」ということとございますが、現在の取組み状況としまして、「那須塩原市下水道中期ビジョン」を策定し、旧3市町で整備・管理してきた下水道事業をより効率的・効果的に行う取組みを進めているということで、将来の事業量としましては、これら下水道中期ビジョン及び経営計画の進捗管理と計画見直しや下水道施設維持・更新への取組みと一体となったアセットマネジメントシステムの構築など、「下水道中期ビジョン」の実現と継続的な経営改善への取組みの事業費を計上するとしております。

「施策3-3. 下水道施設の耐震化計画の策定」、「施策3-4. 計画に基づく下水道施設の耐震化」、「施策4-2. 継続的な経営改善や効率的な経営手法の導入」ということで、四角の中ですけれども、総合地震対策計画策定やアセットマネジメントシステム構築・運用費などで、上記の3施策事業を合わせて、年間1億円を計上しております。

12ページに移ります。「1-4. 主な施策の事業費の今後の検討方針」ということで、今後は人口減少や下水道施設の維持管理・改築量の増大など財政制約がより一層厳しくなるものと考えられます。そのため、「コスト～事業効果～リスク」の3点のバランスを考慮した施策内容・目標について、次回の第10回審議会までの間に引き続き検討・修正する予定です、と書いてございます。

ここに図1-9ということを示してございますが、例えば左斜め下、ニーズという丸に囲まれたものがあります。ニーズに対して効果というような組み合わせであります。収入に対して同じようにコスト、リスクに対してソフト・自助ということであるわけですが、先ほどのニーズと効果については、下の青い矢印の中に書いてありますように、「事業効果とニーズ」ということから説明が入っております。下水道中期ビジョン「4. 施設整備及び維持管理における今後の施策検討」では、市民ニーズや施設維持に対する施策必要性・重要性等を考慮して、施策内容と事業量を決定します。ただし、事業効果とコストはトレードオフの関係にあるため、例え事業執行の工夫やコスト縮減を講じたとしても、財政制約上やむを得ない場合には、施策目標や事業量を見直す可能性があるということでございます。

13ページには、同じようにコストと収入の関係を表したものがございます。最小のコストで最大の効果を発揮するために、コスト縮減への取組みと収入確保への取組みを引き続き検討しますということで、コスト縮減への取組みには、新技術を取り入れた建設・改築事業費の縮減ですとか、事業の重点化、不明水の削減などがあげられます。収入確保への取組みでは、水洗化率の向上による有収水量の確保、汚水量の適正把握、下水道使用料金の適正化などでございます。

同じように、リスクとソフト・自助対策につきましては、地震・浸水対策については、施設整備のみでは十分な効果の発揮までに多額のコストや時間を要するために、ハザードマップなどの市民への情報発信、止水板設置・自主避難訓練など、市民との協働のなかで軽減対策を検討します、として、13、14ページの図ではそれらのイメージを表して載せておりますので、後でご覧いただきたいと思っております。以上でございます。

太田会長

ありがとうございます。これまでの審議の到達点を確認いただいて、その上で、今後検討いただく事業内容と事業経費を金額で示していただきました。あわせて、そういったことが実際的那須塩原市の市民の方々の生活・暮らし、それから地域の環境にどういう効果をもたらすのかというような事業効果についても説明していただきました。

こうした色々な事業の展開につきましては、どうしても、トレードオフという表現がありましたけども、こちらを立てればこちらが立たずといったことになりがちです。青天井に財源があって、全てできればそれに越したことはありませんけども、限られた収入・財源の中で、効果的に事業の展開をしていくと

	<p>いうことを考えますと、そういうことの中で基本的な物の考え方を整理していかなければならないということで、今後の事業の展開についての考え方を示していただきました。</p> <p>非常に多岐にわたる内容でございますけれども、この後具体的な、こうした基本的な捉え方に基づきましてシミュレーションを進めて、実際の事業の財政経営計画をご審議いただきますので、その前提としての説明になろうかと思えます。どうぞ、忌憚のない、どこからでもご質問・ご意見を承りたいと思えます。よろしく願いいたします。</p>
星野委員	<p>10ページのところを確認させていただきたいのですが、近年の浸水被害状況について、「実際に被害が起こっていません」と書いてあります。私どもは既存の水路を管理しておりまして、ほとんど遠隔で監視をしておりますので、どの水路のところにも今どんな水の量が入っているのかわかるのですが、実は近年の集中豪雨とかスポット的な雨ですと、ちょうど水位計がついていないところがネックになっておりまして、やはり被害が起こっています。7月の集中豪雨のときにも、民家ではなかったですけども、山林とかあるいは耕地、水田とか畑の方にはかなり被害が起こっているという状況がありますので、「あまり起こっていません」という書き方はどうなのかなと気になりました。</p>
事務局（舟岡）	<p>別です。</p>
星野委員	<p>別ですか。そうすると、雨水管も污水管もどちらも強化しなければならないということになってくるということですか。お金がかかるのかなというところで、ちょっと確認をさせていただきました。ですからこの部分は、「起こっていません」でいいのかな、ということで疑問がありましたので、よろしく願いしたいと思います。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。まず事実の確認ですね。起きているのか起きていないのかというところを、最初に少しご説明いただけますでしょうか。</p>
星野委員	<p>起こっております。そこをどう捉えているのか。</p>
事務局（舟岡）	<p>ここに記載した浸水被害につきましては、現在の公共下水道区域内ということで、雨水の区域のみを限定した中で被害状況を記載させていただいたものですから、そこから外れたところで起きている部分については、記載はしていません。ただ、最近の大雨で、一部床下浸水とかそういった被害もありました。それにつきましては、やはり道路上の雨水が前々から流入している状況だった</p>

	<p>ということで、ちょっと私の方でも状況把握はしていませんでしたけれども、大きい浸水被害が出ていないというような意味合いで、公共下水道区域内限定ということで表したものでございます。</p> <p>今おっしゃったように、全体的に那須塩原市全部を見ると、確かに水田等にも流れ込んでいる被害があるとは思いますが、ここに記載している「あまり起きていません」という言葉は訂正させていただこうと思います。</p>
太田会長	<p>では2番目のご質問ですが、雨污水の管渠に関わる事柄でご質問されました。いかがでしょうか。</p>
星野委員	<p>それは事実関係を確認したかったので、別々であればお金がそれだけかかるのだと納得しましたので…。</p>
太田会長	<p>そういうことですか。わかりました。それではご意見として承ります。</p> <p>他にございますか？それではまたお気づきの点があれば、途中からでも手を上げていただいて、戻っていただいても構いません。時間の関係もありますから、次に進めさせていただきたいと思います。</p> <p>下水道事業の現状と経営の見通しについて、事務局の方からご説明いただきたいと思います。</p>
事務局（飯田）	<p>それでは、「2. 下水道事業の現状と経営の見通し（財政シミュレーション）」について、ご説明したいと思います。まず「2-1. 下水道事業の整備状況」と、「2-2. 下水道事業の財政状況」を説明していきたいと思います。</p> <p>前回の審議会では、平成17年度から平成21年度までの歳入歳出の決算状況や、下水道の歳出は建設改良費、維持管理費、資本費の3本柱で成り立っていること、そして、維持管理費、資本費の中には、雨水処理費と汚水処理費があり、雨水処理費はすべて公費、そして汚水処理費はすべて私費で賄うものであるが、それでも足りないため、一般会計繰入金で賄っている現状を説明しました。</p> <p>今回は、もう一度、過去10年間の整備状況と経営状況を説明しまして、現状の状態を今後30年続けていった場合どのような状況になるのか、どのようなことが考えられるのかを見てもらいたいと思います。</p> <p>それでは、「2-1. 下水道事業の整備状況」の説明に入りたいと思います。15ページをご覧ください。「(1)面積、人口」について、表と図をご覧ください。ここでは過去10年の整備面積及び整備人口等の状況を表しています。上の表の数値を下の図に表しました。</p> <p>表と図から読み取れることは、まず、処理区域面積ですが、平成12年度は1,586haであり、平成21年度は2,008haとなり、年々拡大しており、過去10年の平均は47haとなっています。しかし、単年度の整備</p>

面積は低下傾向にあります。そして、水洗化人口ですが、年々増加しており、水洗化率もわずかではあります年々向上しています。

次に16ページをご覧ください。「(2)水量」についてですが、ここでは過去10カ年における総処理水量及び有収水量の状況を表しています。

ここで、総処理水量とは、補足資料に用語解説がついていますので、用語解説をご覧くださいいただければと思います。総処理水量とは、水処理センターへ流入した汚水量のことをいいます。那須塩原市では黒磯水処理センター、塩原水処理センター、県施設の北那須浄化センターへ流入した汚水の総量となります。有収水量は、水道及び井戸水メーター等で検針した下水道使用量の総量となります。有収率は、有収水量を総処理水量で割っています。

この表及び図から読み取れることは、総処理水量、有収水量ともに年々増加しています。平成21年度には、総処理水量が896万 m^3 、有収水量は691万3千 m^3 となり、その有収率は77.2%となっています。平成12年度の有収率81.7%から比べると年々低下傾向にあります。さまざまな原因はあると思いますが、主に地下水・雨水等といった浸入水が多くなってきているということが考えられます。ここまでの、「2-1. 下水道事業の整備状況について」となります。

次に17ページをご覧ください。「2-2. 下水道事業の財政状況」の説明に入りたいと思います。「(1)総歳入額及び歳出額の状況」について、前回は平成17年度から平成21年度の5年間について説明しましたが、ここでは10カ年の総歳入額を表と図に表しました。下の図の方を見ていただくと、歳入総額は借換債の影響により、増加した年度もありますが、借換債を除くと全体としては、低下傾向にあります。今、借換債について申し上げましたが、過去に利息5%以上で平成4年5月までに借り入れた起債の残高を現在の安い利率に借り換えた起債のことを言います。図の中には、平成17年度から平成21年度において、棒グラフが2本ずつありますが、左側が借換債を含んでいる状態です。右側が借換債を除いた状態です。通常の下水道事業を確認する場合は右側の棒グラフを参照することになります。

次に18ページをご覧ください。今度は歳出総額の状況となります。前回の審議会において、下水道事業は、建設改良費、資本費、維持管理費の3本柱で成り立っているというお話をしましたが、この表はその通りに表しています。この表の項目の起債償還費（借換債分を除く）が資本費と呼ばれるものとなります。先ほど歳入で説明しましたが、平成17年度から平成21年度において、棒グラフが2本ずつありますが、左側が借換債を含んでいる状態です。右側が借換債を除いた状態です。

この表及び図から読み取れることは、建設改良費が年々減少しており、ここ3年間では10億円未満の建設投資額となっています。起債償還費の借換債分

を除いたもの、いわゆる資本費ですが、平成16年度をピークに、低下傾向にあります。維持管理費は、市町村合併や、経営努力の効果などもあり、処理水量の伸びとは対照的にここ10年では減少している状態です。

次に19ページをご覧ください。「(2)建設支出及び建設財源の状況」について、表と図は、建設改良費の支出の状況を表しています。下水道事業の3本柱の一つである建設改良費の中には、管渠工事に係る管渠費、マンホールポンプ設置に係るポンプ場費、黒磯及び塩原の水処理センターの増設・更新工事に係る処理場費、県の施設である北那須浄化センターの増設・更新工事に係る流域下水道建設負担金、水処理センターから排出される汚泥を処理する県の施設である資源化工場建設のための資源化工場負担金分と、主に5つの支出があります。

この表と図から読み取れることは、建設改良費はすでにピークが過ぎており、減少傾向にあります。その中でも処理場の増設・更新工事や、流域下水道建設負担金の占める比率は年々小さくなっています。しかし、今後、処理場施設の更新が本格化するのに伴い、建設支出も増加することが見込まれます。

次に20ページをご覧ください。先ほど説明しました建設改良費の財源の推移状況についての表と図になります。建設支出の低下にあわせて建設財源も減少しています。平成19年度以降については、19ページも同じことが言えますが、那須塩原市前期基本計画に基づいて実施したものです。

次に21ページをご覧ください。「(3)維持管理費の状況」についての表と図になります。ここでの維持管理費については、公費負担分と私費負担分の両方含まれています。いわゆる維持管理費の総計となります。次の、これから説明します23ページや、24ページにも維持管理費が出てくると思いますが、こちらの方は公費負担分を除いた数値となっています。21ページでは公費負担分もすべて含んでいるということになります。

各項目について、説明したいと思います。管渠費ですが、主にどのようなものに使われているかと言いますと、管渠内のTV調査業務委託費や修繕費が占めています。ポンプ場費は、電気料や維持管理委託費となります。なお、平成19年以降の数値は、電気料のみでありまして、維持管理委託費については処理場の包括的委託業務に含まれています。次に処理場費は、水処理センターの維持管理業務委託費、汚泥処分委託費がほとんどを占めています。その他については、人件費、使用料徴収業務委託、消費税の支払いがほとんどを占めています。平成20年度、平成21年度は増加している状況ではありますが、これは消費税の支払いが多くなっているためです。

平成16年度の市町村合併や、平成20年度から導入した処理場の包括的民間委託などの経費節減効果もあり、維持管理費はここ10年でみると減少しており、維持管理費単価でも120円台から90円台まで逡減しています。

つまり、イメージとしては、1 m³あたりの水をきれいにするために、前は121.1円かかっていたのですが、今は96.7円で済んでいるということです。

次に22ページをご覧ください。「(4)使用料収入と使用料対象経費の状況」についてです。使用料収入は、汚水処理費（汚水に係る維持管理費と資本）に充当されることが原則となっています。これは、総務省通知による「下水道事業に係る繰出基準及び同運用通知」を根拠としており、同通知では、使用料（私費負担）の他に公費負担となる経費が明記されています。この基準に基づき、汚水処理費は私費負担分と公費負担分に分類され、私費負担分が下水道使用料で賄うべき経費（使用料対象経費）となります。使用料対象経費を使用料収入で賄えない場合には、その不足分は一般会計繰入金により充当されます。その繰入金は繰出基準に適合しないことから、「基準外繰入金」と位置づけられています。

図-2. 2. 6をご覧ください。今、読み上げたことについて、図を見ながら再度分解して説明したいと思います。下水道事業は、建設改良費、維持管理費、資本費の3本柱で成り立っていることをお話ししました。その中で、下水道使用料を財源とするのは、維持管理費と資本費であることが原則です。図の中で、維持管理費と資本費の中の雨水処理費とありますが、雨水に係る経費は、公費負担が原則となっています。汚水処理費には、公費で負担すべきものと私費で負担すべきものがあります。この汚水処理費に公費で負担すべきもの・いわゆる基準内繰入金と私費で負担すべきもの・いわゆる使用料収入を充当するわけですが、それでも足りないとなると基準外の一般会計繰入金を充当するようになるわけです。

公費で負担すべきとするこの基準内繰入金についてですが、図の下の「公費で負担する主な費用」をご覧ください。まず、ア) 雨水処理に要する経費、イ) 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費、ウ) 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費、エ) 不明水の処理に要する経費、オ) 分流式下水道等に要する経費（平成18年度に追加）とあります。この中では、ア) が雨水処理費で、イ)～オ) が汚水処理費となり、繰出基準により公費負担と位置づけられています。補足資料の2枚目の「繰出基準に基づく基準内繰入金」をご覧ください。今説明した項目は、この一覧表で言いますと、①番、②番、③番、④番、⑧番が今説明した内容となります。那須塩原市では、今説明した繰出基準の他に、⑤番の臨時財政特例債等の償還に要する経費、⑥番の普及特別対策に要する経費、⑦番の緊急下水道整備特定事業に要する経費、⑨番の流域下水道の建設に要する経費があります。この一覧表で言いますと、①～③番は維持管理費への公費負担となります。④～⑨番は資本費への公費負担として充当されます。

また22ページのほうに戻っていただきまして、「私費で負担する費用」については、ア) 汚水処理に係る公費負担分以外の維持管理費、イ) 汚水処理に係る公費負担分以外の資本費 があります。

上記のことから、健全な経営のためには、経費回収率＝使用料収入／污水处理費（私費負担分）を100%以上とすることが求められます。

次に23ページをご覧ください。ここでは、使用料収入と使用料対象経費の推移の状況を表しています。ここでの污水处理費は、先ほど説明した公費負担分、いわゆる基準内繰入金分の金額を除いています。つまり、私費負担分ほどのくらい使用料収入が充当されているのかを表しています。これを経費回収率と呼んでいます。資本費回収率は、使用料収入から維持管理費分を差し引いて、資本費で割ったものです。維持管理費回収率は、使用料収入を維持管理費で割ったものです。

この表と図を見てみますと、全体としては、污水处理費（私費負担分）のうち、維持管理費については使用料収入により全額賄われており、経費回収率（使用料収入／污水处理費（私費負担分））としても年々増加傾向にあります。平成21年度では72.7%となっています。これは、資本費が年々減少していることが影響しています。資本費回収率は、年々増加し41.8%となっていますが、依然として低い状況にあります。なお、平成18年度より、污水处理費（私費負担分）は大幅に減少していますが、これは「分流式下水道等に要する経費」が新たに繰出基準として設けられ、污水处理費に占める公費負担対象経費が拡大したことに起因しています。

次に24ページをご覧ください。ここでは污水处理費と使用料収入を有収水量あたりで比較した表と図になります。ここで訂正があります。図の中の赤の折れ線グラフに“污水处理単価（私費負担分）”と記されていますが、“単価”を“原価”に訂正お願いします。大変申し訳ありませんでした。

それでは説明に入りたいと思います。表を見てください。使用料収入を有収水量で割った使用料単価は、ほぼ一定であり平成21年度では129.9円／ m^3 となっています。污水处理原価は、先ほど述べたとおり資本費が減少しているため、年々減少し平成21年度実績で178.7円／ m^3 となっています。平成17年から18年にかけて、污水处理原価は急激に下がっていますが、これは分流式下水道に要する経費が新たに繰出基準として設けられたことによるものです。

25ページをご覧ください。先ほどの23ページ、24ページのまとめとして、使用料収入や污水处理費（私費負担分）を他の都市と比較すると次のことが窺えます。

①使用料単価は全国平均で134円／ m^3 、同規模都市平均で150円／ m^3 となっていることから、129.9円／ m^3 は、他都市に比べて低い単価設定となっています。※印の部分で、国等では、使用料単価を水道料金並みの150円／ m^3 以上とすることを推奨されています。②污水处理原価（私費負担分）は、全国平均で155円／ m^3 、同規模都市平均で191円／ m^3 となっていることか

	<p>ら、類似都市に比べて、178.7円/㎡は低い原価となっています。③経費回収率は、全国平均で86.5%、同規模都市平均で78.7%となっていることから、他の都市に比べて低いことが言えます。</p> <p>①～③から言えることは、本市下水道事業は、経営努力により汚水処理費を低く抑えているものの、使用料単価が比較的低いことから、使用料収入だけで私費負担分の汚水処理費を賄うことは出来ず、不足分を一般会計から基準外の繰入金として補填している、ということです。</p> <p>26ページをご覧ください。「(5)繰入金の状況」についてです。基準外の繰入金がどのくらいあるのかを表したものが、この表と図になります。</p> <p>近年の実繰入金は減少傾向にあり、平成21年度には、約16億円となっています。公費負担の基準額については、22ページで示した繰出基準に基づいて算定されています。しかしながら、私費負担とされる金額に対する使用料収入の不足分を賄うために、基準額を上回る一般会計繰入金（基準外繰入金：実繰入金と基準額の差）が発生しており、近年は減少しているものの、平成21年度には、3.5億円の基準外繰入金が発生しています。</p>
太田会長	<p>はい、とりあえずそこまでにしましょう。具体的な数字が入ってきまして、また下水道特有の色々な財政制度上の仕組みがございます。前回は丁寧にご説明いただいたのですが、改めて数字が入って示されますと、なかなか頭の回転がついていかないということもあるのではないかと思います。そこで、まずご質問・ご意見を頂戴して、これは今までの実績に関わってのご説明ですので、これを踏まえた上で今後の中長期の財政計画を実際にシミュレーションした上でご審議いただくこととなります。その前段のご審議というかたちで、取り扱っていただきたいと思います。</p> <p>そこで一応一通りの質疑応答に入った上で、ちょっと時間も押しておりますので、10分間の休憩をこの後取らせていただきたい。その後再開して、今後の財政計画のご審議から…こういう運びで進めさせていただければと思います。</p> <p>それではどうぞ、どこからでも構いません。ちょっと聞いているだけではよくわからない、というご意見もごさいますでしょうから、どういうところからでも構いませんので、ご質問・ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
坂内（敏）委員	<p>25ページの上の四角の囲みの部分で、4枚綴りの用語解説というのがありますよね。4枚綴りになっていますけど、後ろの2枚と前の2枚とは違うのかな。最後についている「使用料の適正化について」と、25ページ、これは細かく説明なさっただけということかも知れませんが、②ですね、同規模の都市では191円/㎡となっていると。全国平均で155円/㎡、総務省の指導が150円/㎡ですか。そして、この別綴りの4枚目との関連性なのですが、</p>

	<p>どういう意味でこれとこれがついたのかという…</p>
事務局（飯田）	<p>26ページの内容を休憩後に詳しくお話ししようかと思っていたところだったのですが。</p>
坂内（敏）委員	<p>じゃあいいです。そのときお願いします。</p>
太田会長	<p>いや、今説明してください。26ページに関わっての繰出基準の関係ですよね。説明してください。</p>
事務局（飯田）	<p>26ページの内容について、基準内繰入金と基準外繰入金について、なかなか理解しづらいと思いますので、26ページの表の平成21年度実績を例に挙げながら、説明していきたいと思います。表の平成21年度をご覧ください。平成21年度の基準額いわゆる公費負担分ですが、雨水処理費が2億5,333万8千円、汚水処理費が9億8,343万8千円となり、合計12億3,677万6千円となります。このお金は公費負担分として一般会計から確実にもらっていいお金ということになります。しかし実際に繰入れたお金、いわゆる実繰入金のことですが、雨水処理費は2億5,333万8千円、汚水処理費は13億3,092万5千円の合計15億8,426万3千円となります。雨水処理費は、基準額どおりの繰入れをしていますが、汚水処理費は3億4,748万7千円分、基準額オーバーとなり、これが基準外繰入金ということになります。</p>
坂内（敏）委員	<p>その辺は書いてありますからいいです。私どもの使用料が129円/m³とすると、25ページの150円/m³になるということは、値上がりになるということですよ。</p>
太田会長	<p>これはあくまでも国が示している数字です。</p>
坂内（敏）委員	<p>はい。適正に運営していくためには150円/m³が必要なのではないかとということ…。</p>
太田会長	<p>国が示しているということは、単に参考意見を示しているだけではありません。この金額に達していないと、色んな場面で、それ相応の扱いを実際には受けません。</p>
坂内（敏）委員	<p>将来のことですよ？</p>
太田会長	<p>現在もです。要するに国の指導基準です。実は下水道使用料も水道料金も、地方自治の原則で、議会が議決して自治体ごとに決めることになっています。</p>

<p>坂内（敏）委員</p>	<p>従って、国が一方的にいくらというのは決められません。決められないのですが、あくまでもこれは国が、全国の自治体にこの基準をクリアしなさいよ、という指導をしている金額です。それに従わずに、財源が不足しているからといって、国から財政支援を受けることは実際には難しい、ある種の縛りがかかっているということです。ですから、これはあくまでも国が全国に指導している金額なので、それに各自治体が全部基づかなければいけないというわけではないのですが、実際の国と地方とのお金のやりとりの中では、この金額がひとつの国の指針になりますので、そういう意味で影響を受けます。</p> <p>私どもは塩原なのですが、水道料金に対してもう一定額かかってしまうわけですね。だからいくら払っているのかがわからないという…。私たちはこの基準より安いのか。</p>
<p>事務局（舟岡）</p>	<p>塩原地区の下水道使用料につきましては、105円/㎡、20㎡まで2、100円なので、1㎡あたりにすると105円ということになります。</p>
<p>坂内（敏）委員</p>	<p>あそこは全体が傾斜地ですので、ランニングとしてはあまり、平地よりはかからないこともあって、そういうことなのかなあと考えているのですが。いわゆるポンプ場というのはほとんどないですか。1箇所くらいあるのですか。</p>
<p>事務局(久利生)</p>	<p>ポンプ場はございません。</p>
<p>坂内（敏）委員</p>	<p>いわゆる終末処理場に入るまでのポンプ場は0ですよ？平地はもちろんいくつもありますよね？ここでいくつとはともかくとして。だから安くて当たり前かなと思うのですが。</p> <p>でも今度市になって、今年から水道料金が上がって、そこへもってきて下水道料金も上がってくるというようなことになると、あまり簡単にお話は聞けません。私の考えですが。これを簡単に了承してしまっって、特にこの4枚目、「適正化について」というようなことで、わかったような、わからないような説明をされて、了承しましたというようなわけには、なかなかいかない。</p>
<p>太田会長</p>	<p>ちょっとよろしいですか、少し整理させていただきますと、どういう水準が下水道使用料としてふさわしいのかというのは、高いか低いかという、直接住民の方々の負担の問題ということで言えば大変大きな問題になると思います。一方でそれだけ使用料水準が低いということは、かかっている金額との見合いで、収入が不足するわけです。その不足する収入を、どういうかたちであてがったらいいのか。借金をするのか、とか、事業を止めてしまうのか、とか、色々な選択肢をこれからご審議の中でご検討いただいて、どのくらいの水準が望ましいのか、そしてその水準を基にしながら、事業を健全に継続的に進めていくにはどういうことが考えられるのか、その辺を総合的に議論いただこうと</p>

坂内（敏）委員	<p>思っています。ですので、そのご意見は、この後の具体的なご審議の中でお出しいただければと思うのですが。今の説明は直ぐここで「決める」という説明ではありませんので、そのようにご理解いただければと思います。</p> <p>ただ、私どもが頭を痛めておりますのは、大規模事業所がいらっしゃいますね。何軒もございます。今度の水道料金の値上げだけだって、あれは水道の口径で上げられますよね。だから大きい口径のところはかなり値上がりする。</p> <p>そういう中で下水道も上がってくるということになると、全体の経済的な状況から言って…。塩原の方は経済的状况で下水道に入らないんですから。というのはその前に浄化槽を入れてありますから。その浄化槽で間に合わせてしまっているんですよ。もうとっくに耐用年数が過ぎているものを使っている。入ってくれということは言っているのですが、返事だけで、なかなか実際には入ってくれない。実額が出ていきますからね。ですから、そういうことも考えていただかないと。私は普通に生活している13mm口径ですから大して値上がりはしないし、そんなことはどうでもいいのですが、ただ大きい口径、20mmとかそれ以上になってくると、それだけでかなりの値上がりになってくる。そこへ下水道がまた、とくると、ちょっと今の経済状況に合わないのではないですか。</p>
太田会長	<p>そのようなご意見はわかりますし、他の委員の方々も、同じようなご意見をお持ちの方もいらっしゃると思います。したがって、その辺のことは、これからご審議いただく中できちんと扱うことにしたいと思います。今はあくまでも状況の説明をいただいているということです。</p>
坂内（敏）委員	<p>でも状況の説明の後に、意見がなければこの状況のまま進んでいくわけでしょう？</p>
太田会長	<p>そうではありません。あくまでもこれは現状がこうなっている、という説明です。平成21年までの実績としてはこうなっていますよ、その裏づけとしての説明です。</p>
坂内（敏）委員	<p>でもこの4枚目の「適正化」というのは、はっきり言って値上げですから。</p>
太田会長	<p>この文書は国が示しているものです。別に那須塩原市の当局が適正化という文書を提案しているわけではなくて、国が示している文書を紹介したものです。150円/m³という水準も、あくまでその水準をどう受け止めるかというのは自治体の主体的判断です。ただ先ほど申し上げたように、国が示した150円/m³というのは、従っても従わなくてもいいですよと、単なる参考意見として出しているわけではないという、そういう縛りがあることはご理解いただきたいと思います。</p>

<p>星野委員</p>	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>国がなぜ150円/㎡の水準を示しているのかということですが、市町村によって工事費も全て違って来るわけですね。そのときに、なぜこの基準がここに入るのかな、ということなのですが。色々工夫次第で工事費が安くなるかも知れないじゃないですか。実際に140円/㎡で済むかもしれないのに、なぜ150円/㎡という総務省の縛りがあるのか、その意味から説明いただきたいと思います。</p>
<p>太田会長</p>	<p>わかりました。ごもっともなご意見だと思います。</p> <p>総務省の150円/㎡という指導基準の金額がどういう意味を持っているのか、ごく簡単にご説明しますと、これはあくまで使用料対象経費を前提にしています。ですので、実際に住民の方々がお使いになって、自分たちがトイレを使ったりして流した結果かかってくる経費については、住民の自己負担でお願いしますよ、という大原則に基づいているということです。</p> <p>ただ、大原則通りに必ずしも住民の方々から使用料を徴収していない自治体があるわけですね。それは那須塩原市の場合もそうです。その分については、言い方を変えると、国は財政的な支援をしてくれません。「基準内」とか「基準外」というのは何かというと、地方財政措置とって、国がその分を補填してくれる、要するに国による財政措置として、「基準内」のものであれば財源が交付される、そういうルールです。</p> <p>「基準外」というのは、勝手にやりなさいよと、国は「基準内」のものはここまでですよという範囲を決めているのにも関わらず、それを超えて自治体が一般財源から支出するならば、それは、国は面倒を見ません、自前でやりなさいよというものが「基準外」なんです。自前でやるということは、他の教育とか福祉とか、そういう分野の一般財源が持ち込まれるということですよ。あとは、その分が本当に足らなければ、借金するかという話になってしまいます。</p> <p>ですから、そういう全体の見合いの中で、本来は住民が負担すべき水準を十分に徴収できていない場合には、少なくとも150円/㎡を基本にして、150円/㎡は徴収してくださいよ、と。その150円/㎡を徴収していれば、一定の範囲内で財政措置の対象になりますよ、というのが国の指導基準です。</p>
<p>星野委員</p>	<p>補填されるには、150円/㎡までやっぱり必要だということですね。</p>
<p>太田会長</p>	<p>そうです。言ってみれば、国がエンジンをぶら下げて誘導していると。そういうような意味合いを持っています。</p>
<p>星野委員</p>	<p>そのときに、受益者負担金はもちろんいくら単価が出ていると思うのですが、先ほど言っていた総処理水量と有収水量の差がありますよね？その差は誰が負担するかというと、受益者の負担になるはずがないから、市町村が負担す</p>

	<p>るわけですよね。それは、150円/㎡の単価には入っていないのですね？</p>
太田会長	<p>不明水は明らかに今おっしゃっていたとおりで、住民自体が原因となって出てきているものではありませんから、それは使用料の対象外というかたちになっております。</p>
星野委員	<p>それでもどうしても足りないときということですね。</p>
太田会長	<p>そういうことです。国が言いたいのは、最低でも150円/㎡は徴収しなさいよ、と。たとえば、足りない部分が200円/㎡とか300円/㎡とかいう自治体があったとして、そういう自治体は少なくとも150円/㎡ぐらいは経費を回収する努力をなささいよ、と、そういう指導です。こういうことをやっていないと、借換債のときに注文を付けられるなど、財政措置で不都合が生じる可能性があるということです。</p>
坂内（敏）委員	<p>でも100円台から150円というのはちょっと酷じゃありませんか。</p>
太田会長	<p>それは、今そういう風に決めるということではないです。今はこういう仕組みになっている、と。そして、国の指導基準がある、という現状の説明をしたわけです。</p>
坂内（敏）委員	<p>今までの26ページのところでは、主に「かかります」「かかります」ということばかりですよね。当然ですよ。生活を維持していくのですから、それはいいのですが、今までのところは偏りすぎているのかなと感じます。</p>
太田会長	<p>色々ご心配の向きはよくわかりました。今後の審議の中でそれぞれご意見を頂戴したいと思います。他にいかがでしょうか。</p>
関谷委員	<p>上水道の使用量によって下水道料金がかかりますが、それは地域によって違うのでしょうか。塩原、西那須野、黒磯と。</p>
事務局（舟岡）	<p>下水道使用料ですか。今の段階では違います。水道も今までは違っていたのですが、合併前の金額を使用しています。</p>
関谷委員	<p>一番高いのはどこですか。</p>
事務局（舟岡）	<p>一番高いのは黒磯の2,446円ですから、1㎡あたり123円です。</p>
関谷委員	<p>塩原は？</p>

事務局（舟岡）	<p>塩原は105円です。これは各々の市町の、今までの過去の事情があって、なかなかそこまで上げるということもしないできた部分もあると思います。</p>
長谷川委員	<p>基本的なことですが、水道料金と下水道料金は違うのですか。請求は一緒にきますけれど。</p>
事務局（舟岡）	<p>水道ですか。水道と下水道は別です。料金は、検針員さんが検針をして、下水道は水道の方に委託をして、水道料金を集めるときに下水道使用料も集めてもらっています。集める方法としてそうしているだけです。</p>
太田会長	<p>それでは、ちょうど3時になりましたので、もしこの場で是非発言しておきたいという方がいらっしゃれば出していただいて、なければここで10分間の休憩を挟みたいのですが、いかがでしょうか。</p> <p>《特になし》</p> <p>では10分間の休憩といたします。よろしく願いいたします。</p> <p>～10分間休憩～</p>
太田会長	<p>それでは、後半に移りたいと思いますが、まず今後の財政計画として、中長期のシミュレーションのご説明をいただく前に、この前の実績に関わるご質疑で不足しているところがあれば、まずそこから入りたいと思います。いかがですか。よろしいですか。</p> <p>それでは、次のシミュレーションのところに入ってくださいませか。</p>
事務局（飯田）	<p>27ページ、「2-3財政計画」について説明したいと思います。ここからは、平成21年度実績を基準として、5ページ～8ページで説明した経費等を積み上げ、平成52年度までシミュレーションしてみました。この計画は、あくまでも、今後のいくつかのパターンのシミュレーションをするためのベースとなります。</p> <p>それでは「(1)整備予定」について説明したいと思います。表の項目ですが、処理区域面積、処理人口は、5ページで述べた「施策1-1. 公共下水道の整備促進（污水管渠）の整備」に基づいています。この数値は、「那須塩原市生活排水処理構想」での検討値を使っています。水洗化人口は、平成21年度実績等で水洗化率を採用して処理人口に乗じています。</p> <p>平成23年度以降の面整備は、毎年28haの整備を行い、平成32年度までに2,389ha、平成52年度までに2,949haを整備する予定です。図のとおり、処理区域面積、処理人口、水洗化人口は、一定に増加していく計</p>

画となります。

28ページをご覧ください。「(2)建設改良費及び建設財源の見通し」について説明したいと思います。ここで訂正をお願いしたいのですが、図の中の平成22年度の棒グラフを見てください。紫色が入っていると思いますが、ここは濃い水色となります。処理場・更新の意味合いになりますので、濃い水色となります。大変申し訳ありませんでした。

それでは説明に入りたいと思います。表と図の関係で、年度の表示ですが、表の方は、平成23年度～平成27年度の5年間、平成28年度～平成32年度の5年間、平成33年度～平成52年度の20年間、というスパンで分けています。下の図については、単年度の事業費毎に棒グラフで表しています。

図を見てみますと、管渠や処理場の建設支出については、面整備に伴う新設のほか、老朽化に伴う既設管の更新が見込まれることから、全体として増加傾向にあります。今回の財政シミュレーションでは、処理場施設更新のスケジュールを見直しており、建設支出のピークの平準化を図っています。

平準化を図るという意味ですが、この資料の当初の検討段階では、処理場・整備（紫色）が平成42年度に集中していました。これを平成40、41、43年度へ振り分けたという作業のことになります。紫色の部分だけでなく、他にも処理場・更新（濃い水色）でも平準化を行っています。

どのように建設改良費を積み上げているのか、各項目について説明していきたいと思います。表を見てください。管渠について、管渠・整備ですが、単年度あたり約4億7,000万円～4億8,000万円を設定しています。図で見ると、青色の部分になります。次に管渠・更新ですが、平成23年度～平成32年度までは、単年度2,000万円を設定しています。棒グラフでは茶色がそうです。平成33年度以降は1億5,000万円、そして、平成43年度以降は2億円に設定しています。図では青色につながっている方の茶色の部分となります。

処理場についてですが、処理場・整備については、時期の計画性があり、平成23、24年度、あとは、平成40、41、42、43年度に実施されます。図で見ると、紫色の部分になります。事業費についてここでは掲載していませんが、平成23年度が約3,700万円、平成24年度が約1億1,200万円となり、これは主に塩原水処理センターの増設工事になります。そして平成40年度～平成43年度の紫色の部分ですが、ここは黒磯水処理センターの増設工事になります。事業費では、平成40年度が約3,500万円、平成41年度が約2億100万円、平成42年度が約3億5,000万円、平成43年度は約1億9,200万円となります。

次に処理場・更新についてですが、図では濃い水色になります。これも時期の計画性があり、耐用年数を考慮しています。事業費がまばらなので、管渠事業費のように一定金額にはできません。例えば、平成26年度～平成31年度においてどんな更新工事がおこなわれる予定かといいますと、黒磯水処理セン

ターでは、中央監視設備更新、受変電設備更新があり、塩原水処理センターでは、監視制御設備更新、濃縮設備更新、最終沈殿設備更新があります。これは25年の耐用年数の期限が来ているため更新工事を実施するということになります。事業費は平成26年度が2億3,000万円、平成27年度が4億3,800万円、平成28年度が1億8,700万円、平成29年度が2億8,800万円、平成30年度は4,900万円、平成31年度が8,700万円となります。これらの更新工事は、また、25年後に実施されますので、平成26、27年度に実施した更新工事は、25年後の平成51、52年度に実施されます。そして、平成51、52年度にもこの更新工事同額分が計上されているというかたちになります。このような考え方で、各年度に事業費を計上しています。

次に流域下水道建設負担金についてですが、各年度一律5,000万円で計上しています。

次に資源化工場負担金分については、各年度事業費は、平成23年度が約500万円、平成24年度～平成26年度は各年度600万円、平成27年度は約5,600万円、平成28年度は1億300万円、平成29年度は4,700万円を計上しています。資源化工場建設が平成29年度で終了するものとして、平成30年以降は計上していません。

次にその他の事業についてですが、11ページの「施策4-2. 継続的な経営改善や効率的な経営手法の導入」で述べた事業費について年間1億円で計上しています。

以上が建設改良費の支出の積算の考え方です。

次に29ページをご覧ください。建設財源の見通しの表と図になります。建設支出の増加に伴い、財源の一部となる起債借入額も年々増加することが見込まれます。なお、今回の財政シミュレーションにおける建設財源の算出方法は、現行の基準等に基づいて行っています。

わかりやすくいいますと、建設改良費には、国から事業費の5割分、もしくは、5.5割分を補助金としてもらって行う補助事業と、事業費全額を市が負担する単独事業とがあります。ここでの計画では、補助事業と単独事業の割合は7:3の割合でみています。これは平成18年度～平成20年度の平均に基づいています。

財源の算出方法は、例えば補助事業の場合、1,000万円の補助事業で補助率が5割だとしますと、500万円分が補助金で、残りの500万円については、これに90%をかけて450万円、これを起債とし、残りの50万円は受益者負担金と一般会計繰入金で賄うことになっています。単独事業の場合ですが、1,000万円の事業費であったとすると、これに80%をかけ、800万円分を起債とし、残り200万円を受益者負担金と一般会計繰入金であるという形をとります。これについてはやはり、平成18年度～平成20年度の割合で80%となっています。通常単独事業についてはは95%をかけて起

債額とするわけですが、ここでは平成21年度実績に基づき、起債対象にならない工事を考慮して、80%で計算しています。これらは、25ページの各年度の建設改良費をもとに、今、述べました計算方法で算出しているということです。

次に30ページをご覧ください。「(3)起債償還費の予測」について説明します。起債償還費とはここでは、元金のことを示します。

図と表をみますと、起債償還費は、建設ピークを超えていることもあり、平成46年度までは年々減少しますが、平成47年度以降は起債借入額の影響により増加傾向にあります。起債未償還残高は、平成40年度まで年々減少しますが、それ以降は、建設支出の増加に伴う起債額の増加により、未償還残高も増加します。

29ページを見てください。平成41年度の起債額は、ここには金額を掲載していませんが、約7.4億円であり、この年度以降、増加傾向にあります。また30ページに戻っていただきまして、平成41年度の起債償還額をご覧ください。ここにも数字は掲載していませんが、約7億円となります。この年度以降減少していきます。つまり、起債償還額よりも借り入れる起債額が大きいため、平成41年度を境に残高が増えていくということになります。

ここには載せていませんが、平成22年度末残高予定額は約194億円であります。平成27年度末残高は158億円、平成32年度末残高は126億円、平成52年度末残高は122億円となる見通しです。

次に31ページをご覧ください。「(4)維持管理費の予測」について説明します。維持管理費の見通しを表と図に示しました。表とグラフを見ていただきますと、維持管理費は、流入水量の増加に伴い増加していく見通しです。ここでは、流入水量は掲載していませんが、平成21年度実績の1人あたりの汚水量原単位を算出して、水洗化人口に乗じて算出しています。

各項目の数値の算出根拠について説明いたします。管渠についてですが、8ページでも説明したと思いますが、1kmあたり約10万円の維持管理費がかかるため、各年度末の管渠延長に約10万円を乗じて算出しています。マンホールポンプですが、平成21年度実績が133万6千円であったため、毎年140万円を計上しています。処理場についてですが、流入水量に維持管理費単価をかけています。維持管理費単価は、平成20、21年度実績の平均を基にしています。流域維持管理負担金は、流入水量に維持管理負担金単価を乗じています。維持管理負担金単価は、平成20、21年度実績を基にしています。その他については、平成23年度が2億円かかるものとして、毎年1%の増加率を乗じて算出しています。以上が維持管理費の算出方法と見直しになります。

次に32ページをご覧ください。「(5)経費回収率の見通し」「①使用料単価を現行単価とした場合」についてです。使用料単価を現行単価(129.9円/

m³)とした場合の経費回収率(下水道使用料/汚水処理費)の見通しについて表と図に表しました。

表の各項目の数値の算出根拠について説明したいと思います。下水道使用料について、ここでは有収水量について掲載していませんが、有収水量に平成21年度実績の使用料単価129.9円/m³をかけて算出しています。有収水量は、総処理水量に平成19年度～平成21年度実績の平均である有収率75.6%をかけています。総処理水量は、平成21年度実績の汚水処理原単位を算出し、これに27ページで説明した水洗化人口をかけて算出しています。

汚水処理費(私費負担分)については、維持管理費と資本費とがありますが、ここでの維持管理費は31ページで述べた維持管理費から公費負担である雨水分の維持管理費を差引いています。図では紺色の棒グラフになります。資本費については、30ページで述べた元金と利息の合計から公費負担分を差引いています。図では黄緑色になります。基準外繰入金は、汚水処理費(私費負担分)から使用料収入を差引いています。図ではピンク色になります。使用料収入は黄色になります。

図をご覧頂くと、現行の使用料単価とした場合、経費回収率は平成45年度までは年々増加する傾向にあるものの、平成46年以降は低下する見込みとなります。そのため、経費回収率は100%に達せず、一般会計からの基準外繰入金を必要とする状況となっています。特に平成23～32年度の最初の10年間で、基準外繰入金額の70%(約29億円)が繰り入れられることとなります。よって、このため、基準外繰入金解消のためには、料金改定による収入増や建設支出や維持管理費の逡減による支出減が必要となります。

次に33ページをご覧ください。「(6)総収入及び総支出のまとめ」についてです。将来の総収入の見通しを表と図に表しました。表の項目にある国庫補助金、起債、受益者負担金は、建設改良費の財源となるため、29ページで説明した金額と同じ額が入ります。使用料収入については、32ページで説明しました使用料収入と同額です。一般会計繰入金は、これから説明します34ページの歳出総額から、歳入の国庫補助金から使用料収入までを差引いた残りとなります。

34ページを見てください。将来の総支出の見通しを表と図に表しています。表の項目ですが、建設改良費は、28ページの合計と同額です。起債償還額は、30ページの元金と利子の合計と同額です。維持管理費は31ページの維持管理費の合計と同額になります。この3つの柱の合計が総支出となります。

ここまでが、平成21年度決算を基準とし、財政シミュレーションしたものとなります。

今回は、このシミュレーションをベースとして、いくつかのパターンを提示していければと考えております。以上説明を終わります。

<p>太田会長</p>	<p>ご苦労様でした。休憩前は実績ですが、今ご説明いただいたのは現在の実績値を基準にして、また仕組みを基準にいたしまして、それを平成52年度まで引っ張った数字をご説明いただきました。いかがでしょうか。どこからでも構いません、ご質問・ご意見があればお出してください。</p> <p>休憩前のご説明を踏まえますと、経費・財源ごとに見通しを出していただいていますけども、特に使用料でもってどれだけ賄えるのかという見通しについてまとめたもので言えば、32ページの経費回収率の見通しというのが大体今までの流れの議論をまとめて表現していただいているのではないかと思います。これをご覧いただきますと、一番上のピンクの棒グラフの大きさを見ていただきますと、だんだんとピンクの幅が小さくなって、平成46、47年度くらいで、ほぼ収束するという見通しになっています。</p>
<p>坂内（敏）委員</p>	<p>今日の会議の内容とはちょっと違うのかも知れないですけど、合併浄化槽と差がかなりついてきて、合併浄化槽の方が得だということになってしまっても、区域内では合併浄化槽というのは駄目ですよ？建築許可が下りないわけですよ。</p>
<p>事務局（舟岡）</p>	<p>今の法律では、下水道法と建築基準法の方で縛られています。</p>
<p>坂内（敏）委員</p>	<p>そうですね。もちろんそれ以外の話が今日の話なのですが、合併浄化槽は、前々から言っておりますけど、管理に個人的な差が出てくる。意識の差が汚水の差にもなってくるのが一番怖いです。それを何とか、例えば交換時期を絶対的に決めてしまうとか。これは法律の世界になってくるから、私たちが審議することではないのでしょうか、これとの差があまりに出してしまうとどうなのかな。今日の議題ではないようですが、その辺をこれから先考えていかなければならないと思います。浄化槽に反対はしないです。経済的には仕方ないことです。一流国なりの生活をしていくということは、仕方ないのですが、そういうことに関して皆が皆一流の人ではありませんから。だから、今後流域下水道に関して、合併浄化槽の方が地域的には多いですよ？そうですね。これから合併浄化槽が増えていく可能性の方が高いというか。</p>
<p>事務局（舟岡）</p>	<p>現在、昨年から生活排水処理構想の見直しを行ってまして、それについては下水道で整備する区域と、農業集落排水で整備する区域と、合併処理浄化槽でやる区域ということで、その3方向で今年度中に栃木県の構想がまとまります。当然、集合住宅が多くないところに下水道をもっていっても建設コストばかりかかってしまうということで、当然合併処理浄化槽の地域というのは栃木県内でいえばかなり多くなるということです。那須塩原市の面積的には多いです。</p>

太田会長	<p>今のご意見は、前年度の、どういう風に整備を進めていくべきか、ということで、特に法律の問題で今お話がありましたし、パイプの長さだとか、あるいは集合処理が適切かどうかとか、その辺の判断で、一応区切りをつけましたよね。公共下水道の処理区域を縮めて、限定化した上で、残った部分での整備を考えたらこうなった、金額に落としたりこうなったということです。</p> <p>今坂内委員がおっしゃっているように、改めて経済負担を考えたときには、もう一度そこに差し戻って考え直さなければいけないのではないかと、そういうご意見はご意見として重要な指摘だと思います。ただ、その辺のことは、一応前年度に区切りをつけて答申もしておりますので、もう一度振り出しに戻るとするのは難しいと思うのですが、場合によってはそういうことも含めてということでしょうか。</p>
坂内（敏）委員	<p>振り出しに戻れというわけではなくて、今日の説明では、別紙を始めとして、どうしても経済的負担が増えてくるのかなあと。流域下水道の方が、経済的負担が増えていくとなると、ちょっとどうなのかなという考えですね。合併浄化槽の方にも、もうちょっときちんと負担をしていただくという方法もあるのかな、と。一般会計を投入していますから、それなりの利益を受けているのでしょうか。</p>
太田会長	<p>わかりました。そうした議論も含めて、ご意見をお伺いできればと思います。他にいかがでしょうか。</p>
星野委員	<p>32ページがたぶん結論だと思うのですが、他に努力する方法はないのでしょうか。色んなシミュレーションを作られますけども、そういうときに、ここに至るまでの前段の計算の中で、努力する項目というのはないのでしょうか。</p>
太田会長	<p>事業費の方ですか？</p>
星野委員	<p>27ページの事業費もそうだし、維持管理費もそうです。27ページの整備予定のところで処理区域と処理人口は一定に増加するシミュレーションだというお話だったかと思いますが、ずっとそういう状況で、100%に至るようにした場合も、既に行われている場所でも人口の減が出てくると思うのですよね。そしたらもっと立ち行かなくなるのか、いや、良くなるのかというそういうシミュレーションも作る方法というのはないのでしょうか。これは大前提ですか。この上で32ページの表が出たのかというのが知りたいのですが。</p>
太田会長	<p>私が先走って申し上げるべきではないとは思いますが、これはあくまでもひとつの仮定で出されているもので、こうなります、あるいはこう決めますということではありませんので…</p>

星野委員	<p>32ページで言っていることが結論だとしたら、健全化を図るためには一定量上げていくということにもなりかねないでしょうから、この結論に至る前には、色んなシミュレーションをして、方向性を見出さなければいけないという意味で、これしかないのですか、という話を聞いているだけであって、ひとつの例としては捉えきれないですね。</p>
太田会長	<p>わかりました。では事務局の方に伺いましょうか。</p>
事務局（江連）	<p>これは会長さんが言われたように、全て仮定として、現状の中で捉えたときの数字です。ですから仮に料金を見直すということになれば、それは当然委員さんが言われたような条件それらについてきちんとシミュレーションをし直します。水道のときも、やはりこういった審議会の中で、基本計画、中期ビジョンを同じように作りました。そのときもはじめは現状の中で捉えたときの数字でシミュレーションをして、実際の料金改定のときには、再度数字を組み直して、審議会の中で提言をいただいたように精査をしてコストの縮減をし、あるいは色んな提言をいただいたものに添って見直しをして、料金を最終的に決めていきました。</p> <p>あのときにも審議会の各段階で料金1㎡あたりの料金が200円になるとか、190円になるとか、そういうものがあつたわけですが、実際には色んな見直しをして、最終的に170円台に落ち着いたというようなことがありますので、仮に下水道がそういうかたちになっても、今これはひとつの現状の中で捉えたものですので、今後皆さんの中でご議論いただくというように考えています。その時点でまた、コストの縮減ですとか、維持管理費、そういったもの見直しをしていきます。建設投資も含めて見直しをしていきます。</p>
太田会長	<p>よろしいですか。</p>
星野委員	<p>よくわからないのですが…。せっかくビジョンとか財政シミュレーションを作られるなら、より現場の適正なものを作るというのが本来あるべき姿なのに、一般論としての財政シミュレーションを作っても、何のためにやっているのかという感じを受けるということを、一委員としては申し上げたいと思います。お金がどうこうとは申し上げておりませんので。</p>
太田会長	<p>わかりました。</p>
坂内（敏）委員	<p>那須塩原市は、流域下水道は4つですか？</p>
事務局（江連）	<p>黒磯の公共下水道、旧市街地ですね。それから北那須流域下水道の関連で、東那須野、西那須野、旧塩原の公共下水道、箒根地区の流域関連下水道というように地区的には分かれています。料金体系としては3つに分かれています。</p>

坂内（敏）委員	箒根地区は北那須ですよ？
事務局（江連）	ですから、北那須の中で処理分区といいますか…
坂内（敏）委員	終末処理場は大田原ですよ？
事務局（江連）	東那須野、西那須野、それから箒根地区が北那須に入ります。
坂内（敏）委員	北那須は特に大雑把にお金を納めているわけですね？あまりよく捉えず。そんなことはないですか？ちゃんと捉えていますか？
事務局（江連）	料金の算定にあたっては、その当時の西那須野町、塩原町、黒磯市それぞれが積算根拠を明確にして料金を算定しております。
坂内（敏）委員	算定して、きちんと分担分を納めていると。他の3か所は、全部市民のものでしょ？北那須下水道は大田原も含めた処理場ですよ？
事務局（江連）	そうですね、要は流域下水道ですので。
坂内（敏）委員	事業主体が違うということですよ？県がやっているとか。
事務局（江連）	流域下水道そのものは県ですね。ですから、大田原と那須塩原はそれぞれ負担金を、維持管理には…
坂内（敏）委員	何故こんな質問をしているかという、計算の元が3つも4つもあってみんな違うわけですよ。確かに星野委員が言われたように、どうしてこういうことになるの？というのは、私も疑問ですね。
太田会長	<p>今いろいろ議論いただいている中で、基本的な事柄なので、少し確認をさせていただきます。</p> <p>両委員からご指摘いただいている32ページのところですが、この基礎になる事業費あるいは事業内容それ自体を、単一ではなくてもう少し考えた方がいいのではないだろうか。その中で比較検討することがあってもいいのではないかと、そういうご主旨だと思います。</p> <p>それについては下の水色の枠になっているところにまとめて書いてあるのですが、基準外繰入金解消のためには、ということで、ひとつは料金改定による収入増ですね。あともうひとつは、建設支出や維持管理費の逡減による支出減です。このどちらかあるいは両方を考えていくということになります。今出ているのは、今までの実績を横引きして、今の基準に基づいて横引きしてみたときにこうだといっているだけなんですよ。収入増なのか支出減なのか、という</p>

ところで色々な組み合わせがある。

一方で12ページに戻っていただきますと、12ページの「事業効果とニーズ」という箇所があると思います。ここには「事業効果（事業量）とコストはトレードオフの関係にあるため」となっておりますよね。「例え、事業執行の工夫やコスト削減を講じたとしても財政制約上やむを得ない場合」、この「財政制約上やむを得ない場合」というのは、一般会計の問題もあるし、皆さんがご負担になる下水道使用料の水準の問題もあります。その場合には、「施策目標や事業量を見直す可能性があります。」と。ですので、その辺のトータルの見合いの話です。

ただ、これは先ほども申し上げましたが、県の処理構想というものを今作っています。その中に那須塩原市も組み込まれるわけですよ。で、そのベースになる議論を昨年一年間かけてやってきましたので、そこに立ち戻る見直しになるのかならないのかというのは、また別問題として少し考えてみたいと思います。というのは、そこまで戻ってしまいますと、もう一度去年のスタートラインから見直すことになってしまいますから、できればそこは基本的には押さえた上で、事業規模としてどこら辺の範囲で下水道整備を進めるのかという面積的なところは押さえた上で、財政収支期間をどうするかとか、あるいはどういう事業内容でやっていくのかとか、いくつかのパターンを組むことは可能だと思います。

あともうひとつの、32ページの図ですが、一番上のピンクのところですよ。このピンクの幅が、日本の国債とは違いまして、日本の国債の場合には発散と言いますが、どんどん収束しないで広がってしまう。だから借金倒れになってしまうというのが心配されているわけですよ。ギリシャ危機のようになってしまうのではないかと。ここを見ていただきますと、発散はしないですね。要するに収束します。その収束の時期が平成46～47年になって、大体トントンに近づく。いつまでたっても収束しないで広がっていくばかりというのではなくて、一定の目処は今のシミュレーションでも出ています。ですので、これをどうするかという、最終的な形として収束する時期を、場合によってはやりくりをして変更させていくことも不可能ではないと思いますね。やり方によっては。そのところは色々な組み合わせがありますから、ご議論いただいて、という風に思います。

他の方でいかがでしょうか。まったく感想でもよろしいですし、ご質問でも構いませんので、もしあればお願いいたします。

菊地委員

今の議論とちょっと離れるかも知れませんが、下水道を流れる下水は水洗便所それから生活雑排水、お風呂であるとか台所であるとか、それぞれの下水はどれぐらいの割合で水が流れているのでしょうか。今は下水トータルの話がされているし、それでいいのだらうと思いますが。そんな風なことを何故私が言うのかというと、例えば省資源、資源を節約するという観点からですね。これはたくさん使ったほうが、収入が多くなるという感じを私は受けるのですが、

事務局（舟岡）	<p>むしろわれわれ市民としては、下水を使わない方が、少なくした方がわれわれにとってはコストがかからない、生活費がかからないという面があるのではないかと思います。そういう観点から、どういうところに水がどれだけ使われているかがもしおわかりになれば。</p> <p>答えにはならないかも知れませんが、下水道について、基本的には水道を使った水が下水道に流れるのですが、水道については、今はトイレもかなり節水タイプが出ています。それ以外に、洗濯等についてもかなり水が節水されるようなものが出ていますので、最終的には一家庭からでる汚水の量は、そういった部分は現段階より将来的には減るのであろうと思います。</p> <p>今後は、下水道が使える状態のところでも下水道に繋いでいない方がたくさんいますので、そういったものを接続する部分については増加の一途をたどると思いますが、最終的にはそういった器具類によって、あとは節水するという各家庭の取組みによって、量的には減ると思います。</p> <p>雑排水とトイレの水との割合については把握できておりません。</p>
菊地委員	<p>例えば個人レベルですが、トイレの水を全部雨水を利用して流すという場合には、下水道に水が流れる分について、料金はどうなるのですか。</p>
事務局（舟岡）	<p>流れていくものですから、当然料金がかかります。</p> <p>ちなみに栃木県庁については、トイレの水は雨水を利用していまして、地下タンクにためたものをポンプで最上階まで上げて使っているということです。一般家庭でこれを使うということになると、設備投資が結構かかるので簡単にはいかないと思います。</p>
長谷川委員	<p>下水道使用料は？</p>
事務局（舟岡）	<p>入ってくる水については、個別のメーターをつけて加算されるのが通常です。例えば雨水を利用する等の水道以外の水については、別にメーターをつけて計算します。下水道に入ってくる水について、水道以外の水については取りませんよということではございません。井戸水を使っている方でも、井戸水の部分について加算されます。</p>
長谷川委員	<p>環境のためには雨水を使った方がいいですよね。</p>
事務局（舟岡）	<p>現実的に一般住宅で使っているのは、庭に撒くとかそういうことに使っている方はいると思いますが、トイレに使っている方はちょっと聞いたことがないです。家の中の配管も、雨水の配管を作らなければならないですから。</p>
太田会長	<p>いかがですか。他にいらっしゃいますか。</p>

<p>金子副会長</p>	<p>菊地委員がおっしゃっていた、省資源でもって使わないようにしたらコストにも好影響が及ぶのではないかというご意見ですが、確かにそういうところがあると思います。ただ下水道の場合には、いったん施設整備をして整えてしまいますと、コストの割合からいくと、実際に施設を日々使うコストよりも、施設を整備したことによるコストの方が大きいです。ですから、資本費のウエイトが大きいわけなので、逆に使っていただかないと困るところが出てきます。坂内委員がおっしゃっていたような、せつかく入れても使わない、接続しないということがあると、その分が結局「あるのに使わない」ということです。その分については使っても使わなくてもコストが発生してしまいます。そこのところはちょっと微妙な問題ですね。</p> <p>他にはいかがでしょうか。副会長、何かございますか。</p> <p>特にございません。</p>
<p>太田会長</p>	<p>それでは、もしこの機会にというご意見・ご質問があれば承りますが、もしよろしければ、今日のところは現状を前提にして実績がどうか、と、そしてそれを先延ばした場合のシミュレーションはどうか、ということを実際の事業費、財源というところに落とし込んでご説明いただきました。今後は、今日ご説明いただいたところを踏まえた上で、実際の使用料の負担水準と、それとの関係で事業費をどうするのか、あるいは財政の計画期間をどういう風に考えるのかというようなことを、実際の組み合わせの中でご議論いただくということで、その後に引き継がせていただければと思います。</p> <p>あとは色々と下水道の場合には制度が複雑ですので、今日ご説明いただいた限りではわかりにくいというところもあったと思います。その点については、ご自宅に戻られた後で、文書でも口頭でも、ご質問なりご意見なり頂戴したいと思います。</p> <p>ということで、もしなければ中身の審議はここまでとさせていただいて、次の議事、今後のスケジュールにうつりたいと思いますが、よろしゅうございますか。</p> <p>それでは、そのような形で、3番目の議事、今後のスケジュールについて、事務局の方でご提示いただきたいと思います。</p>
<p>事務局（相葉）</p>	<p>それでは、35ページをご覧いただきたいと思います。いよいよ審議会も大詰めに近づいてまいりました。スケジュールにつきましては、前回まで終了しているところは網掛けになっておりまして、本日は第9回となり、スケジュールの審議内容につきましては、予定通り進んでまいりました。</p> <p>前回と今回の2回で、下水道事業の経営の状況について、ご理解を深めていただきました。次回につきましては、経営の焦点となっております、基準外繰入金の方角につきまして、近隣市町の現況と、いかに基準外繰入金を小さくしていくかの財政シミュレーションの具体的なパターンをいくつかご提示させて</p>

	<p>いただきまして、委員の皆さんに最善の方法を選択いただく考えでおります。さらに、下水道中期ビジョンにつきましては、本審議の冒頭の説明にもありました検討フローとスケジュールに沿いまして、今後想定される実施すべき事業をさらに具現化できるように策定案を進めていく予定でおります。今後、審議の状況によりましては、保留しております1回分を追加いただく場合もございますので、その折にはよろしくお願いたします。最終答申の策定完了を目指しまして、もうひとふんばりのお力添えを、切にお願いしたいと思ひます。</p> <p>次回につきましては、10月15日(金)13:30からこの会場での開催を予定させていただきたいと思ひます。今後のスケジュールにつきましては以上ですが、今回13:15という半端な時間に設定してしまったものですから、迷われた方もおられると思ひますので、事務局としても、全て13:30に統一していきたいと思ひます。よろしくお願いたします。</p> <p>もう一点、お詫びがございます。別添綴りの「使用料の適正化について」という資料がありますが、これはあくまでも基準外繰入金を減らしていくためのひとつの目安として、総務省から出ている通知をわかりやすくした別資料として作成しました。資料をそのまま提示しますとなかなか難しい言葉があつてわかりにくかつたものですから、平成21年度の実績に当てはめまして、129.9円/m³の当市の使用料単価を150円/m³という国の指標に合わせると、基準外繰入金がこれだけ減っていきますよという目安を今回はわかっていたために提示させていただいたものです。あくまでも計算例に当てはめた目安ということですので、このようにしていくというものではありません。誤解を招いてしまったことへのお詫びを申し上げまして、スケジュール案の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
太田会長	<p>ありがとうございます。次回の開催期日は、以上のご提案でもしご異議なければ確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
室井委員	<p>変えることはできないのでしょうか？</p>
太田会長	<p>次回ですか？事務局の方はどうですか？</p>
坂内(敏)委員	<p>10月15日でお願したいのですが。</p>
太田会長	<p>前回そういう形でもってご理解いただきましたので…申し訳ございません、ご都合がおありだと思ひますが、万障繰り合わせの上ご参集いただければと思ひます。</p> <p>ではこれを持ちまして本日の審議会を終了したいと思ひます。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">【16:10終了】</p>